

(仮称) えんがる町民センターの使用料設定等に係る検討について

1 使用料の基本

使用料については、特定の使用する者だけが得られるサービスの対価として支払うものであり、受益者負担の原則から、施設の維持管理にかかる経費に見合う適正な負担を求めるとします。

使用料の設定に当たっては、積算根拠を明確にする必要があることから、「原価」や「受益者負担」などの基本的な考え方を整理し、次の基本的方式により算定を行います。

また、現在、社会教育団体等が使用している遠軽町福祉センターや青少年会館といった公共施設の使用料と比べ、著しく高額となることにより利用率が低下するような場合や著しく低額となり、民間の営利事業を圧迫する場合を考慮するとともに、近隣自治体の類似施設の使用料との均衡についても充分考慮しながら算定する必要があります。

○使用料算定の基本的方式

$$\boxed{\text{使用料}} = \boxed{\text{原 価}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

※町内公共施設使用料、近隣の類似施設使用料を勘案する。

(1) 使用料原価の算定方法

使用料の原価を算定するにあたり、施設等の維持管理や運営のために要する人件費や物件費などの費用のうち、受益者が使用する部分に要する経費を「原価」の基礎とします。

このことから、原価の対象（受益者が負担すべき経費）と原価の対象外（公費により負担すべき経費）を次のとおり区分し、「原価」を算定します。

① 原価の対象（受益者が負担すべき経費）

サービスの提供に際し、直接関係する経費。

項 目		主 な 例 示
人 件 費	報 酬	施設の維持管理や貸出業務など、サービスに直結する部分の人件費（共済費等含）
	賃 金	
需 用 費	消 耗 品 費	供用部分の消耗品など
	燃 料 費	供用部分の暖房費など
	印 刷 製 本 費	利用者案内用パンフの印刷費など
	光 熱 水 費	供用部分の電気・水道・燃料代など
委 託 料	供用部分の清掃や施設の維持管理等委託料など	
そ の 他 経 費	その他、受益者が負担すべき経費	

② 原価の対象外（公費により負担すべき経費）

サービスの提供に直接関係しない経費。（上記以外の経費）

項 目		主 な 例 示
資 本 費		建物建設費（減価償却費含）、用地取得費、施設整備償還費など
人 件 費	給 料	町職員の人件費（共済費等含）
	職 員 手 当	
	報 酬 ・ 賃 金	事務職員などサービスに直結しない者の報酬・賃金

需用費	消耗品費	事務に要する消耗品など
	燃料費	供用部分以外の暖房費など
	印刷製本費	運営に要する印刷物など
	光熱水費	供用部分以外の電気・水道・燃料代など
	修繕費	施設・設備の修繕に係る経費
役務費	火災保険料、通信運搬費など	
委託料	供用に直接関係しない施設周辺環境整備など	
工事請負費	施設・設備の工事に係る経費	
備品購入費	維持管理に必要な備品の購入	
その他経費	その他、公費により負担すべき経費	

(2) 使用料の受益者負担割合

受益者負担については、使用料原価が基礎となりますが、実際は使用料原価の全額を受益者負担とすることは難しく、税（町）で負担する部分も必要となってくることから、施設が提供するサービスを性質別により分類し、税（町）で負担する割合と受益者が負担する割合を設定します。

① 性質別分類の基準

ア サービス内容が公的（公共性）か私的（私益性）かによる区分

【基準1】公的（公共性）サービス ← 町民センター

○町民全体に提供されるサービス

○特定多数の個人、団体などサービスを受ける対象の範囲が広いサービス民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

【基準2】私的（私益性）サービス

○町民の一部を対象にしたサービス

○特定の個人、団体などサービスを受ける対象の範囲が狭いサービス、民間でも同種類のものが提供されているサービス

イ サービス内容が基礎的（必需性）か選択的かによる区分

【基準3】基礎的（必需性）サービス

○町民の日常生活において、ほとんどの人に必要とされるサービス

○町民にとって、なくてはならないサービス

【基準4】選択的サービス ← 町民センター

○生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするなど、特定の個人、団体の原因に係わるサービス

○人によって必要性が異なるサービス

② 性質別分類と負担割合

①の基準を組み合わせることにより、4つの性質別区分（領域）を設定し、各施設（サービス）をいずれかに区分します。

また、公費負担と受益者負担の割合については、簡素でわかりやすくするため、その割合を原則0%・50%・100%の3種類による組み合わせとします。

ア 第1領域【基準1：公的（公共性）と基準3：基礎的（必需性）の領域】

基本的に行政が提供するサービスで、基本的には全額を公費で負担とする。

[公費負担 100%・受益者負担 0%]

- イ 第2領域【基準1：公的（公共性）と基準4：選択的の領域】 ← **町民センター**
住民によって、その必要性が異なりますが、民間ではあまり提供されていないサービスで、公費負担と受益者負担とする。

[公費負担50%・受益者負担50%]

- ウ 第3領域【基準2：私的（私益性）と基準3：基礎的（必需性）の領域】
主として行政が提供しているが、民間にもあるサービスで公費負担と受益者負担とする。

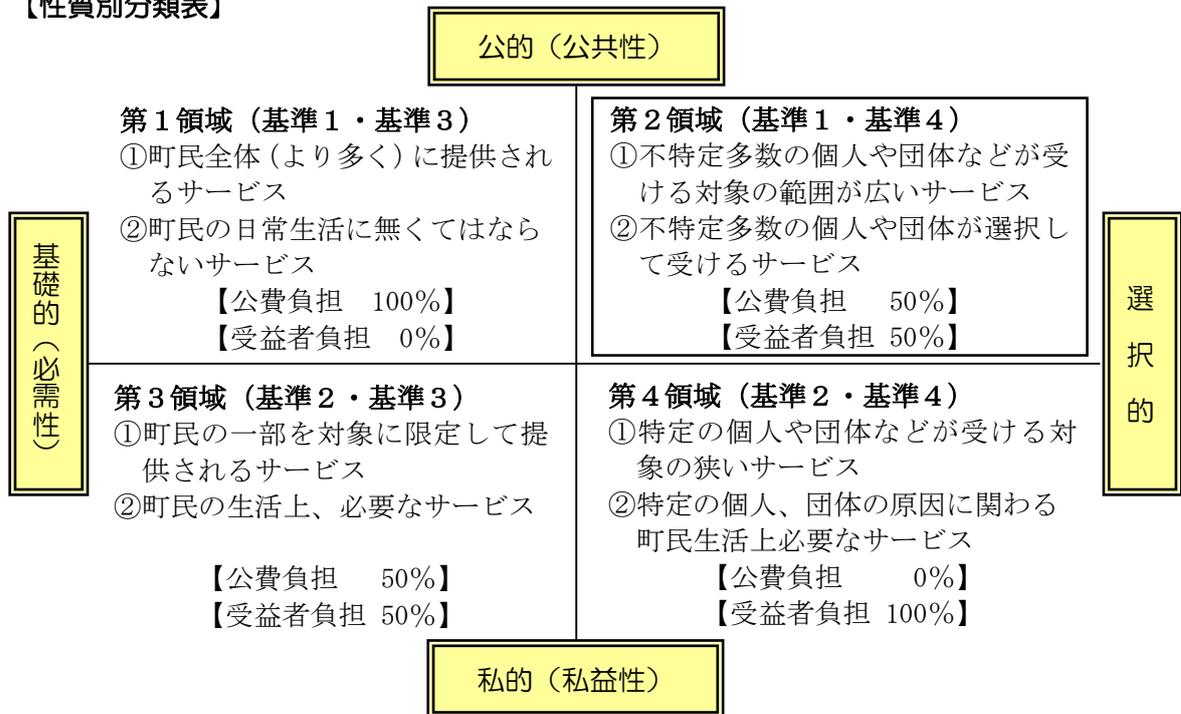
[公費負担50%・受益者負担50%]

- エ 第4領域【基準2：私的（私益性）と基準4：選択的の領域】

住民によって、その必要性が異なりますが、民間でも提供されているサービスで、基本的には全額を受益者が負担する。

[公費負担0%・受益者負担100%]

【性質別分類表】



（3）使用料の設定（案）

上記の内容を踏まえ、（仮称）えんがる町民センターの1室当たりの使用料については、次のとおり設定することとする。

- ・使用料原価 施設の規模・機能や施設管理者により金額に差が生じることとなるため、これらの要件が決定するまでは、算出することはできない。

※平成29年12月頃

- ・受益者負担割合 上記（2）により、50%とする。
- ・勘案事項 遠軽町福祉センター使用料、青少年会館使用料
オホーツク管内における類似施設の使用料

2 使用料の減免

町内の公共施設を町民若しくは町民以外が使用する場合は、各施設の条例に定められている規定に基づき使用料を徴収しているが、一方では、社会教育関係団体や社会福祉関係団体などの公共的又は公益的団体がこれらの施設を使用するときは、公共的・公益的な活動を支援するため、使用料の減額又は免除を幅広く適用している。

施設の維持管理に要する経費の大半は、町税という形で町民が負担していることから、「受益者負担の原則」に基づき、「施設を使用する者」と「施設を使用しない者」との公平な負担を図ることとし、「遠軽町使用料減免規定運用指針」に基づき検討することとします。

(1) 減免規定運用の内容

団体の日常的な活動については、使用料の8割を減額できるものとする。

① 使用料の免除

ア 遠軽町又は国、北海道などが主（共）催して事業を行う場合

遠軽町や国、北海道などの行政機関（一部事務組合、本町が加入している共同設置機関も含む）が主催又は共催し、行政活動のために施設を使用する場合
（例）行政機関の会議、研修会、説明会、附属機関の会議など

イ 減免団体が主（共）催する総会及び大会や発表会、事業を行う場合

現在減免を受けている団体が主催または共催により行う活動のうち、日常的な活動ではなく、特別もしくは時期的な活動として施設を使用する場合

（例）定期総会、研修会、講演会、芸能発表会、展示会、レクリエーション、交流会など

② 使用料の減額

減免団体が主（共）催して、日常的な活動を行うものであって社会教育又は社会福祉の向上など公共性、公益性があると認められる場合

（例）役員会、例会、定期的な活動など

③ 冷暖房料

上記①②により使用料の減免を受けた団体であっても、冷暖房を使用する場合の冷暖房料は減免の対象とはしない。ただし、①アについてはこの限りではない。

イ 当該団体の所在する地域と同一地域以外にある施設を使用する場合は、その使用しようとする施設の地域に所在する類似団体の取扱いに準ずるものとする。